新潟県の大雪により災害救助法が適用された地域のご契約者の皆さまへ

2012年2月7日 au 損害保険株式会社

新潟県における大雪により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

このたび、新潟県において、連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれがあり、多数の方の生命又は身体に危害が生じるおそれがでていることから、新潟県は 災害救助法の適用を決定いたしました。

適用地域にお住まいのご契約者の皆さまには、「災害救助法適用時の特別措置」が適用となる場合がございますので、下記の『au 損保お客様サポートデスク』までお問い合わせ下さい。

■災害救助法適用市町村 【法適用日】

[新潟県]

上越市 【1月14日】

妙高市 【1月14日】

長岡市 【1月28日】

柏崎市 【1月28日】

十日町市 【1月28日】

糸魚川市 【1月28日】

南魚沼市 【1月31日】

■ご照会窓口

以上